

## 買取サービス・ミニ引越し（軽トラ専用）始めました！

“もったいない” 不用品回収をしていて、お客さんからよく聞かしてもらう事は『まだ使えるのだけど、捨てるのはもったいない。』『自分では使い道はないけど、誰かに使ってもらいたい！』など、まだ使える物を捨てる事にちょっとした罪悪感がある様です。もったいないと思う気持ちがあるとなかなか処分できず、使わない物を置いておくと、部屋が片付かないものです。ただ処分するだけでなく、リユース（再使用）をする事で、部屋も片付き、環境にも貢献する事に。自分にとって不要な物も、必要としている人がいるかと思えます。



### ミニ引越しサービスをはじめました！

不用品が大量に出るのは引越しや部屋の退去時が多いと思います。“かたづけ名人” では軽トラックによるミニ引越しサービスの開始いたしました。自分たちでは中々運び出す事ができない、引越し業者をお願いするほど量があまりない、そういったケースはかたづけ名人の、ミニ引越しパックがお勧めです。かたづけ名人ではそういったお客さんの悩みに答えたいと思います。

営業担当 宮 一馬



## お持込のお客様へ 飲み物サービス始めました！



連日、暑い中お仕事お疲れ様です。  
お茶／コーヒー（レギュラー・微糖・無糖）  
ラムネジュース／梅ジュース 等々、  
ご用意しております。

どうぞ、ご来店の際は、お気軽にお申し付け下さい。

菅田 幸恵



資源ごみ分別回収をより積極的に勧める為に  
トラックを新たに導入しました。



## 編集記

今回、特集しました「省エネ法」、社会からコンプライアンスをもとより、廃棄物管理への積極的な取り組みが求められています。他にも資源循環と、廃棄物減量化への基本的な法体系が“罰則付き”という形で強制的に取り組んでいく必要があります。事業者は一步誤ると環境犯罪に巻き込まれ、大きなリスクを負う可能性があります。当社は出来る限り、廃棄物管理のパートナーシップを確立し、適正処理を目指そうとする排出事業者にとってお役に立つ事を目指しております。ご質問等、ございましたらお気軽にご相談下さい。まだまだ未熟者で勉強中ですが、一生懸命頑張りますので、宜しくお願い致します。

営業：吉本 聖美



# 通信 report

平成22年  
7月

第7号

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生  
tell (06)6969-5351  
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート  
tell (06)6963-5351  
fax (06)6963-5338

株式会社エイリッツ  
tell (06)6969-6336  
fax (06)6963-0027

## ご挨拶



盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。毎々格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度3月25、26日と二日間亘る大阪市議会本会議にて「大阪ごみ処理手数料改正に関する条例案」について修正可決され、手数料改定等は凍結される事が決まりました。この市長が出した案件に、市長自らがNOを出した市議会の中でも例をみない結果となりました。この事は排出者の皆様の声が、市長、議員に届いたと言っても過言ではないと思います。しかしながら、この値上げの条例は可決されたのに変わりはなく、裁判という“執行猶予”がたっただけの事、手放しては喜ぶ事は出来ません。

凍結された第一の原因は「説明不足」との事で、この1年間掛けて大阪環境局は処理料金についての説明をされると思います。

業界一丸となり、この根拠のない原価計算をベースに値上げをする大阪市に対して、一つ一つ説明を求めていく所存でございます。

(例えば焼却場の建設費が民間であれば、50億ですむところ200億の予算計上している事とか、膨大な人件費、原価償却費など)そして、未来に向けた大阪市のゴミ問題を、業界、市民のお客様、行政と三者で共に行いたいと私は思います。

また、当社の取り組みとしてもゴミ処理事業に情熱を絶やせず、産業廃棄物の分別を徹底的に行い、循環型社会の構築に一つでもお役に立てる様に、取り組んでいく所存でございます。

なお一層のご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いの程、宜しくお願い致します。



平成22年7月1日

代表取締役 樋下 茂

## ベルトコンベア一展開検査始まりました。【大阪市環境事業局】



みなし一廃制度廃止により事業所から排出される全てのプラスチック類、金属類、ガラスくずは、一廃ごみではなく「産業廃棄物」になります（ビン、缶は除く）。ご不明な点などございましたら、まずは弊社までご相談をお願い致します。

# 今月の特集 「省エネ法」

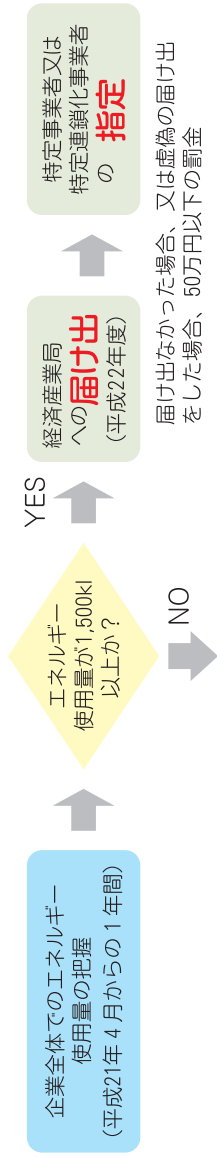
2010年4月から執行されています。



**省エネ法とは** 正式名：エネルギーの使用の合理化に関する法律

石油危機を契機に1979年に制定されました。内外におけるエネルギーをめぐる経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資する為、工場、事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずる事とし、もって国民経済の健全な発展に寄与する事を目的としています。

**改正省エネ法とは** これまでの工場、事業場単位だったエネルギー管理を事業者（企業）単位に変え、省エネに取り組むように求めている。企業は、本社、工場、営業所など全体のエネルギー使用量を把握し、合計が原油換算で年間1500kWh以上なら、「特定事業者」に指定され、毎年、定期報告書と中長期計画書を提出し、エネルギー単位を年平均1%以上低減する努力義務が課せられる。（届け出なかった場合、又は虚偽の届け出をした場合は50万円以下の罰金）



経済産業局へ届け出る必要はありません。

## ポイント

- ①平成21年4月から1年間、すべての工場、事業場のエネルギー使用量（原油換算値）を把握して下さい。  
（例：電気、ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握）
- ②エネルギー使用量を原油換算値へ換算して下さい。

インターネットより、財団法人省エネルギーセンターが提供しております、換算表をエクセルでダウンロードする事が出来ます。  
検索ワード「エネルギー使用量 原油換算値 簡易計算表」

**省エネ法の基準とは** 「特定事業者」に指定されると、2010年度からエネルギー使用量の報告の義務が課せられ、**年率1%ずつエネルギー原単位の削減に努めなければならない**。1%は目標であり、達成できなくても罰則はない。ただし、省エネの改善状況が極めて悪い企業には、立ち入り調査が入り、合理化計画の作成が指示される。（守らなければ、罰則を受ける可能性があります。）原単位は企業が自由に選べますが、一度決めた原単位はその後使用し、1%削減を進めなければならない。

**セクター別ベンチマークとは** 産業分野ごとに国が示すエネルギー効率の基準の事です。企業が最低限取り組む事をまとめた「判断基準」の中に「セクター別ベンチマーク」も規定されている。省エネが進んでいる企業を評価し、遅れている企業に努力を促すもので、上位企業の水準で作られている。鉄鋼業と電力供給業、セメント製造業では既にベンチマーク基準が規定されています。

# 新たに規制の対象になった企業

は何をすればよいのか？

2010年4月執行の改正により、注目すべきは、テナント企業やフランチャイズチェーン事業者も規制の対象となった事です。個々の店舗の使用量は少なくとも店舗数が多ければ、合計の使用量は増大する事になる。

**テナント企業** の場合は、専有部分のエネルギー使用量の把握をする。（照明、パソコン等のコンセント電力、空調等）オーナーは計量システムを整備するなど、専有部分の使用量の情報をテナントに提供する。空調は、計算ツールを利用してテナント分を算出する。

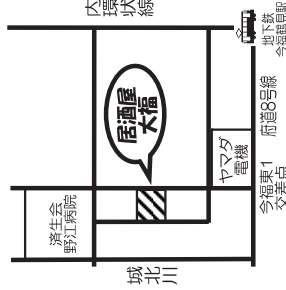
**フランチャイズチェーン事業者** の場合は、直営店、加盟店を含む事業全体の年間使用量が合計1500kWh以上だと「特定連鎖化事業者」の指定を受ける。加盟店の空調設備や冷蔵、冷凍機器、照明、調理機器について、機種や性能、使用方法を指定し、経営の指導を行う契約を結んでいる加盟店のみが算入の対象になる。

## 年間のエネルギー使用量が1,500kWh以上となる事業所の目安

小売店舗	オフィス/事務所	コンビニエンスストア	ファーストフード店
約3万㎡以上	約600万kWh以上	30~40店舗以上	25店舗以上
ファミリーレストラン	フィットネスクラブ	病院	ホテル
15店舗以上	8店舗以上	病床数500~600規模以上	客室数300~400規模以上

## お客様トピック

### 「居酒屋 大福」



★おすすめ料理★  
串カツ 100円/本  
さゆり韓流 350円  
特製厚揚げ 450円

大阪市城東区今福東2丁目1番28号  
TEL: 06-6934-1666  
営業時間: 17:00~23:30  
定休日: 木曜日

「お客様トピック」広報掲載 募集中！（無料）  
掲載希望のお客様は、吉本まで一報下さいませ。

**城東衛生・ジェイ・ポート・ジェイブリッジのお客様に限りワンドリンク無料！**  
広報紙を見たお客様へ、ワンドリンク無料のサービスをさせていただきます。  
大福の店長までお伝え下さい。